

昭和四十年大蔵省令第十五号

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

所得税法施行令第百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（坑道を除く。）

二 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産（鉱業権、公機械及び装置の耐用年数表）

三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、公共施設等運営権及び樹木採取権を除く。）別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）

四 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産（鉱業権、公機械及び装置の耐用年数表）

（生物の耐用年数表）

五 鉱業権、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める年数とする。

一 採掘権 当該採掘権に係る鉱区の採掘予定期数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他の当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納稅地の所轄税務署長の認定した年数

二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権 八年
ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年

三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納稅地の所轄税務署長の認定した年数

四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納稅地の所轄税務署長の認定した年数

五 公共施設等運営権 当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公表された同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

六 樹木採取権 国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の規定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

前項第五号及び第六号に定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号において同じ。）を含むものとし、当該認定を受けようとする第二項第一号、第三号又は第四号に規定する人格のない社団等をいう。第一号及び第三条第一項（中古資産の耐用年数等）において同じ。）を有する法人が連結子法人（同法第二条第十二条の七に規定する連結子法人をいう。第二号において同じ。）である場合には連結親法人（同条第十二条の六の七に規定する連結親法人をいう。）とする。第七項

において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第一百四十二条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納稅地並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）

二 申請に係る採掘権等を有する法人が連結子法人である場合には、当該法人の名称及び代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所の所在地

三 申請に係る採掘権等に係る鉱区その他これに準ずる区域（次号において「鉱区等」という。）の所在地

四 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定期数量、最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数

五 認定を受けようとする年数

六 その他参考となるべき事項

七 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。

八 第六項の処分があつた場合には、その処分のあつた日の属する年分以後の各年分の所得税法第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得（法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。）の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

九 法人税法施行令第一百五十五条の六第二項及び第三項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定について準用する。（特殊の減価償却資産の耐用年数）

第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸引、中和、吸着又は拡散の方針その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で

別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるものの 同表

二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表（中古資産の耐用年数等）

個人において使用され、又は法人（人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。）において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第二条第十二条の八（定期に規定する適格合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかるらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第八百一一条（資本的支出）又は法人税法施行令第八百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

一 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間（個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものとして見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間）の年数
二 次に掲げる資産（別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定める年数（その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。）
イ 法定耐用年数（第一条第一項（一般的減価償却資産の耐用年数）に規定する耐用年数をいいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数
二 法人が、法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四又は第十二号の十五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格組織再編成」という。）により同条第十一号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、前二条の規定にかかるらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることができる。

3 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から第一項本文に規定する資産の移転を受けた場合において、当該資産について同項の規定の適用を受けるときは、当該資産の法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（1）若しくは第三号ハ又は第四十八条の二第一項第一号イ（1）若しくは第三号イ（2）若しくは第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額（当該資産につき同令第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。）で当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。

4 別表第四（生物の耐用年数表）の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、第一項第一項第四号並びに第一項及び第二項の規定にかかるらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。
第一項各号に掲げる年数及び前項の年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旧定額法及び旧定率法の償却率）

第四条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率は、所得税法施行令第一百二十条第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）及び所得税法施行令第一百二十条第一項第一号イ（2）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（2）に規定する旧定率法（次項において「旧定率法」という。）の区分に応じそれぞれ別表第七（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。
2 法人の事業年度が一年に満たない場合は、前項の規定にかかるらず、減価償却資産の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものにより、減価償却資産の旧定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に定める旧定率法の償却率による。
3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
（定額法の償却率並びに定率法の償却率 改定償却率及び保証率）
第五条 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定償却率及び保証率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。
一 定額法（所得税法施行令第一百二十条の二第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（1）（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率 別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表）
二 定率法（所得税法施行令第一百二十条の二第一項第一号イ（2）又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する定率法をいう。次項及び第四項において同じ。）の償却率、改定償却率及び保証率 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める表
イ 平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産 別表第九（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）
ロ 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）
2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかるらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に定める定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものによる。
3 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において

（適用年度）という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（2）に規定する取得価額とすることができる。

4 減価償却資産の法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（2）に規定する取得価額（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による取得価額）に当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第九又は別表第十に定める定率法の償却率を乗じて計算した金額が同条第五項第

る。第二項の月収は、曆は従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とす。

(残存価額)
第六条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存価額は、別表第十一（平

成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表)の「種類」及び「細目」欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第百二十六条(減価償却資産の取扱い)又は法人税法施行令第五十四条第一項(減価償却資産の取扱い)の規定

2 前項に規定する減価償却資産のうち牛及び馬の残存価額は、同項の規定にかかわらず、同項による取得価額に乗じて計算した金額とする。

規定する金額と十万円とのいづれか少ない金額とする。

2 1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。
この省令は、個人の昭和四十年分以後の所得税及び法人の昭和四十年四月一日以後に終了する

事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税及び法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和二十七年大蔵省令第一一三号)附則第三項(住宅用建物の耐用年数の特例)に規定する住宅用の建物の耐用年数及び同令附

則第四項（鉱山労務者用住宅の耐用年数の特例）に規定する鉱山労務者の居住の用に供される建物の耐用年数については、同令附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十六年大蔵省令第二十一号)附則第三項(機械及び装置の耐用年数の寺列)の表に掲げる機械及び装置の耐用年数につき

（規定六）一月八日、三月七日（省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。
（昭和四一年六月三日大蔵省令第三十号）

二 この省令は、個人の昭和四十一年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十一年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十一年四月一日以後の課税年度の課税標準並びに課税標準の算定方法等を定めるものである。

以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和三年四月二〇日大蔵省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十
四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十三年四月一日

以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

1 附則（昭和四年四月八日大蔵省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、別段の定めがあるものを除くほか、個人の昭和四十年分以後の所得税及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以

下同じ。)の昭和四十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお前述の

3 改正後の減資賞却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）別表第六又は別表

第七に定める耐用年数は、昭和四十四年四月一日以後に取得した新令第二条第二項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に取得したこれらの号に掲げる減価償却資産の耐用年数については、新令第二条第二項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一又は附則別表二に定めるところによる。

附則別表一 昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表		前項の規定により附則別表一の適用を受ける減価償却資産につき、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第十四条の規定を適用する場合には、所得税法施行規則第二十八条第三号及び法人税法施行規則第十四条第三号中「同令別表第六（汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）」とあるのは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十年大蔵省令第二十七号）附則別表一（昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）」とそれぞれ読み替えるものとする。	
種類	細目	耐用年数	種類
機械及び装置	機械及び装置	二十年	鉄骨、塔、水路及び貯水池
構築物	構築物	二十年	鉄骨、鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造の構築物
	コンクリート造、金属造又は土造の構築物	二十	れんが造の構築物
	木造又は合成樹脂造の構築物	十五	れんが造の構築物
		十五	
		二十	
		三十	
		四十	
		五十	
		六十	
		七十	
		八十	
		九十	
		一百	
		一百二十	
		一百三十	
		一百四十	
		一百五十	
		一百六十	
		一百七十	
		一百八十	
		一百九十	
		二百	
		二百二十	
		二百三十	
		二百四十	
		二百五十	
		二百六十	
		二百七十	
		二百八十	
		二百九十	
		三百	
		三百二十	
		三百三十	
		三百四十	
		三百五十	
		三百六十	
		三百七十	
		三百八十	
		三百九十	
		四百	
		四百二十	
		四百三十	
		四百四十	
		四百五十	
		四百六十	
		四百七十	
		四百八十	
		四百九十	
		五百	
		五百二十	
		五百三十	
		五百四十	
		五百五十	
		五百六十	
		五百七十	
		五百八十	
		五百九十	
		六百	
		六百二十	
		六百三十	
		六百四十	
		六百五十	
		六百六十	
		六百七十	
		六百八十	
		六百九十	
		七百	
		七百二十	
		七百三十	
		七百四十	
		七百五十	
		七百六十	
		七百七十	
		七百八十	
		七百九十	
		八百	
		八百二十	
		八百三十	
		八百四十	
		八百五十	
		八百六十	
		八百七十	
		八百八十	
		八百九十	
		九百	
		九百二十	
		九百三十	
		九百四十	
		九百五十	
		九百六十	
		九百七十	
		九百八十	
		九百九十	
		一千	
		一千二十	
		一千三十	
		一千四十	
		一千五十	
		一千六十	
		一千七十	
		一千八十	
		一千九十	
		二千	
		二千二十	
		二千三十	
		二千四十	
		二千五十	
		二千六十	
		二千七十	
		二千八十	
		二千九十	
		三千	
		三千二十	
		三千三十	
		三千四十	
		三千五十	
		三千六十	
		三千七十	
		三千八十	
		三千九十	
		四千	
		四千二十	
		四千三十	
		四千四十	
		四千五十	
		四千六十	
		四千七十	
		四千八十	
		四千九十	
		五千	
		五千二十	
		五千三十	
		五千四十	
		五千五十	
		五千六十	
		五千七十	
		五千八十	
		五千九十	
		六千	
		六千二十	
		六千三十	
		六千四十	
		六千五十	
		六千六十	
		六千七十	
		六千八十	
		六千九十	
		七千	
		七千二十	
		七千三十	
		七千四十	
		七千五十	
		七千六十	
		七千七十	
		七千八十	
		七千九十	
		八千	
		八千二十	
		八千三十	
		八千四十	
		八千五十	
		八千六十	
		八千七十	
		八千八十	
		八千九十	
		九千	
		九千二十	
		九千三十	
		九千四十	
		九千五十	
		九千六十	
		九千七十	
		九千八十	
		九千九十	
		一万	
		一万二十	
		一万三十	
		一万四十	
		一万五十	
		一万六十	
		一万七十	
		一万八十	
		一万九十	
		二万	
		二万二十	
		二万三十	
		二万四十	
		二万五十	
		二万六十	
		二万七十	
		二万八十	
		二万九十	
		三万	
		三万二十	
		三万三十	
		三万四十	
		三万五十	
		三万六十	
		三万七十	
		三万八十	
		三万九十	
		四万	
		四万二十	
		四万三十	
		四万四十	
		四万五十	
		四万六十	
		四万七十	
		四万八十	
		四万九十	
		五万	
		五万二十	
		五万三十	
		五万四十	
		五万五十	
		五万六十	
		五万七十	
		五万八十	
		五万九十	
		六万	
		六万二十	
		六万三十	
		六万四十	
		六万五十	
		六万六十	
		六万七十	
		六万八十	
		六万九十	
		七万	
		七万二十	
		七万三十	
		七万四十	
		七万五十	
		七万六十	
		七万七十	
		七万八十	
		七万九十	
		八万	
		八万二十	
		八万三十	
		八万四十	
		八万五十	
		八万六十	
		八万七十	
		八万八十	
		八万九十	
		九万	
		九万二十	
		九万三十	
		九万四十	
		九万五十	
		九万六十	
		九万七十	
		九万八十	
		九万九十	
		十万	
		十万二十	
		十万三十	
		十万四十	
		十万五十	
		十万六十	
		十万七十	
		十万八十	
		十万九十	
		十一万	
		十一万二十	
		十一万三十	
		十一万四十	
		十一万五十	
		十一万六十	
		十一万七十	
		十一万八十	
		十一万九十	
		一二万	
		一二万二十	
		一二万三十	
		一二万四十	
		一二万五十	
		一二万六十	
		一二万七十	
		一二万八十	
		一二万九十	
		二十三万	
		二十三万二十	
		二十三万三十	
		二十三万四十	
		二十三万五十	
		二十三万六十	
		二十三万七十	
		二十三万八十	
		二十三万九十	
		二十四万	
		二十四万二十	
		二十四万三十	
		二十四万四十	
		二十四万五十	
		二十四万六十	
		二十四万七十	
		二十四万八十	
		二十四万九十	
		二十五万	
		二十五万二十	
		二十五万三十	
		二十五万四十	
		二十五万五十	
		二十五万六十	
		二十五万七十	
		二十五万八十	
		二十五万九十	
		二十六万	
		二十六万二十	
		二十六万三十	
		二十六万四十	
		二十六万五十	
		二十六万六十	
		二十六万七十	
		二十六万八十	
		二十六万九十	
		二十七万	
		二十七万二十	
		二十七万三十	
		二十七万四十	
		二十七万五十	
		二十七万六十	
		二十七万七十	
		二十七万八十	
		二十七万九十	
		二十八万	
		二十八万二十	
		二十八万三十	
		二十八万四十	
		二十八万五十	
		二十八万六十	
		二十八万七十	
		二十八万八十	
		二十八万九十	
		二十九万	
		二十九万二十	
		二十九万三十	
		二十九万四十	
		二十九万五十	
		二十九万六十	
		二十九万七十	
		二十九万八十	
		二十九万九十	
		三十万	
		三十万二十	
		三十万三十	
		三十万四十	
		三十万五十	
		三十万六十	
		三十万七十	
		三十万八十	
		三十万九十	
		三十一万	
		三十一万二十	
		三十一万三十	
		三十一万四十	
		三十一万五十	
		三十一万六十	
		三十一万七十	
		三十一万八十	
		三十一万九十	
		三十二万	
		三十二万二十	
		三十二万三十	
		三十二万四十	
		三十二万五十	
		三十二万六十	
		三十二万七十	
		三十二万八十	
		三十二万九十	
		三十三万	
		三十三万二十	
		三十三万三十	
		三十三万四十	
		三十三万五十	
		三十三万六十	
		三十三万七十	
		三十三万八十	
		三十三万九十	
		三十四万	
		三十四万二十	
		三十四万三十	
		三十四万四十	
		三十四万五十	
		三十四万六十	
		三十四万七十	
		三十四万八十	
		三十四万九十	
		三十五万	
		三十五万二十	
		三十五万三十	
		三十五万四十	
		三十五万五十	
		三十五万六十	
		三十五万七十	
		三十五万八十	
		三十五万九十	
		三十六万	
		三十六万二十	
		三十六万三十	
		三十六万四十	
		三十六万五十	
		三十六万六十	
		三十六万七十	
		三十六万八十	
		三十六万九十	
		三十七万	
		三十七万二十	
		三十七万三十	
		三十七万四十	
		三十七万五十	
		三十七万六十	
		三十七万七十	
		三十七万八十	
		三十七万九十	
		三十八万	
		三十八万二十	
		三十八万三十	
		三十八万四十	
		三十八万五十	
		三十八万六十	
		三十八万七十	
		三十八万八十	
		三十八万九十	
		三十九万	
		三十九万二十	
		三十九万三十	
		三十九万四十	
		三十九万五十	
		三十九万六十	
		三十九万七十	
		三十九万八十	
		三十九万九十	
		四十万	
		四十万二十	
		四十万三十	
		四十万四十	
		四十万五十	
		四十万六十	
		四十万七十	
		四十万八十	
		四十万九十	
		五十万	
		五十万二十	
		五十万三十	
		五十万四十	
		五十万五十	
		五十万六十	
		五十万七十	
		五十万八十	
		五十万九十	
		六十万	
		六十万二十	
		六十万三十	
		六十万四十	
		六十万五十	
		六十万六十	
		六十万七十	
		六十万八十	
		六十万九十	
		七十万	
		七十万二十	
		七十万三十	
		七十万四十	
		七十万五十	
		七十万六十	
		七十万七十	
		七十万八十	
		七十万九十	
		八十万	
		八十万二十	
		八十万三十	
		八十万四十	
		八十万五十	
		八十万六十	
		八十万七十	
</			

に行つた同条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割については、なお従前の例による。

附則(平成六年三月一日財務省令第三三号)

改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十六年分以後の所得この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の同日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十五年分以前の所得、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

の省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十日財務省令第二号）
二の省令は、平成十九年四月一日から施行する。

別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする減価

債却資産について適用する。
（法）（同人税法 第三十四号） 第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。

ついては、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産の取得をしたものとみなして、新規則の規定を適用する。

新規別表第二の規定は、個人の平成二十年分以後の所得税、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人）

をいう。以下同じ。)の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託(同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。)の受託者である法人の施行

日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十九年分以前の所得税、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始し

た連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の対象に対する法人税については、なお従前の例による。

(平成二〇年四月三〇日財務省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社團等を含む。以下この項において同じ。）は平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する課税額を算定する場合、同一の損益計算書による計算結果をもつて、同一の期間の所得と見なす。

る法人税及び連結法人（同条第十一号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二十年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例によ

附 則
(平成二二年三月三一日財務省令第二〇号)

二の省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第一項及び第二項（中古資産の耐用年数等）の規定は、この省令の施行の日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年一月一日から施行するもの）

十二年法律第六号。以下「改正法」という。) 第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十二又は第十二号の十五(定義)に規定する適格分割型分割又は適格現物分配について適用し、同日前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十二又は第十二号の十五(定義)に規定する適格分割型分割又は適格事後設立については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月一八日財務省令第八一〇号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百七十八号。以下「所得税改正政令」という。)附則第二条第三項(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令三百七十九号。以下「法人税改正政令」という。)附則第三条第三項(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)の規定の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで(減価償却資産の耐用年数等)の規定にかかわらず、これらの規定による耐用年数から当該耐用年数及び未償却割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。)に対応する附則別表(経過年数表)に定める経過年数を控除した年数(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の五第一項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあっては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。)とする。

一 所得税改正政令による改正後の所得税法施行令(以下「新所得税法施行令」という。)第百二十六条第一項(減価償却資産の取得価額)又は法人税改正政令による改正後の法人税法施行令(以下「新法人税法施行令」という。)第五十四条第一項(減価償却資産の取得価額)の規定による取得価額

二 前号に掲げる金額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ 個人 所得税改正政令附則第二条第三項の届出書に記載した同項第二号に掲げる年分の前年分以前の各年分の新所得税法施行令第一百二十条第一項(減価償却資産の償却の方法)に規定する償却費として当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額

ロ 法人(法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。)法人税改正政令附則第三条第三項の届出書に記載した同項第二号に規定する事業年度(ロにおいて「変更事業年度」という。)の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において償却の額(当該前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第三号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。)の累積額(当該変更事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。)

所得税改正政令附則第一条第三項又は法人税改正政令附則第三条第三項の規定の適用を受ける

産の償却の方法に規定する取得価額には、前項第一号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額を含まないものとする。

(一) 附則別表 経過年数表(附則第二項関係)

3 9	3 9	年	耐 用 年 数	(三)	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 7	3 7	3 7	3 7	3 6	3 6	3 6	3 5	3 5	3 5	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 3	3 3	3 3	3 3	3 2						
0 8 7 6	0 9 3 6	以上	未償却割合		0 0 0 0 0 7 1 1	0 7 6 1 5	0 8 7 2 4	0 9 3 0 0	0 0 0 3 0	0 7 5 0	0 8 6 9	0 9 3 2	0 0 0	0 6 9	0 7 5 1	0 8 6 7	0 9 3 1	0 0 0	0 6 9	0 7 4 5	0 8 0 2	0 9 2 9	0 0 0	0 6 7 4	0 7 2 9	0 8 5 4	0 9 2 4	0 0 0	0 6 6 6						
0 9 3 6	1 0 0 0	未滿			0 7 1 1	0 7 6 1 5	0 8 7 2 4	0 9 3 0 0	0 0 0	0 7 5 0	0 8 6 9	0 9 3 2	0 0 0	0 6 9	0 7 5 1	0 8 6 7	0 9 3 1	0 0 0	0 6 9	0 7 4 5	0 8 0 2	0 9 2 9	0 0 0	0 6 7 4	0 7 2 9	0 8 5 4	0 9 2 4	0 0 0	0 6 6 6						
2	1	年	経過年数		6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5					
4 6	4 6	4 6	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 3	4 3	4 3	4 3	4 2	4 2	4 2	4 1	4 1	4 1	4 0	4 0	4 0	4 0	3 9	3 9	3 9	3 9				
0 8 4 7	0 9 5 5	0 0 0 0	0 7 5 0	0 7 9 4	0 8 9 1	0 8 9 4	0 9 0	0 7 4	0 7 9	0 8 3	0 8 9	0 9 0	0 0 2	0 7 8	0 8 3	0 8 7	0 9 4	0 0 0	0 7 3	0 7 7	0 8 2	0 9 0	0 0 0	0 7 2	0 7 7	0 8 7	0 9 3	0 0 0	0 7 6 8	0 8 2	0 9 0	0 0 0	0 8 2	0 9 7	0 0 0
0 8 9 5	0 9 4 6	1 0 0 0	0 7 5 0	0 7 9 4	0 8 9 1	0 8 9 4	0 9 0	0 7 4	0 7 9	0 8 3	0 8 9	0 9 0	0 0 0	0 7 8	0 8 3	0 8 7	0 9 4	0 0 0	0 7 3	0 7 7	0 8 2	0 9 3	0 0 0	0 7 2	0 7 7	0 8 7	0 9 3	0 0 0	0 7 6 8	0 8 2	0 9 0	0 0 0	0 8 7	0 9 6	0 0 0
3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3					

この省令は平成二十五年四月一日から施行する。改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「耐用年数」とは、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで(減価償却資産の耐用年数等)の規定による耐用年数をいう。

(二) 「未償却割合」とは、附則第二項に規定する未償却割合をいう。

	備 設 属 附 物 建														
給排水又は衛生設備及びガス設備	電気設備 (照明設備を含む。)	簡易建物													
その他のもの	蓄電池電源設備	掘立造のもの及び仮設のもの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタングぶきのもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を常時全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は气体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの
一五	一五	六	七	一四	一〇	七	一一	一五	二〇	一五	二二	一五	二一	一七	

歯科診療用ユニット	光学検査機器	ファイバースコープ	その他のもの	その他のもの	その他もの	レントゲンその他電子装置を使用する機器	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	八	六	七
演劇用具	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	八	五	一〇
生物	10 生物	どんちよう及び幕	どんちよう及び幕	どんちよう及び幕	どんちよう及び幕	どんちよう及び幕	どんちよう及び幕	五	三	二
前掲のもの以外のもの	11 前掲のもの以外のもの	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	五	三	一〇
鳥類	鳥類	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	一五	二	二
魚類	魚類	貸付業用のもの	貸付業用のもの	貸付業用のもの	貸付業用のもの	貸付業用のもの	貸付業用のもの	五	一〇	一〇
動物	動物	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	二	三	二
植物	植物	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	一五	二	二
貸付業用のもの	貸付業用のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	五	三	二
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	八	四	二
シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	シート及びロープ	二	二	二
きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	きのこ栽培用ほだ木	三	二	二
漁具	漁具	漁具	漁具	漁具	漁具	漁具	漁具	五	三	三
葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	葬儀用具	五	三	三
樂器	樂器	樂器	樂器	樂器	樂器	樂器	樂器	五	三	三
自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	自動販売機（手動のものを含む。）	五	三	三
無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	無人駐車管理装置	五	三	三
焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	焼却炉	五	三	三
その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの

別表第二 機械及び装置の耐用年数表												番号	設備の種類	細目	耐用年数	
1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	前掲する資産のうち、当該資産に主として金属製のものについて定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
鐵鋼業用設備	窯業又は土石製品製造業用設備	ゴム製品製造業用設備	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	石油製品又は石炭製品製造業用設備		木材又は木製品(家具を除く。) 製造業用設備	家具又は装備品製造業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	木材又は木製品(家具を除く。) 製造業用設備	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	繊維工業用設備	食料品製造業用設備	12	前掲する資産のうち、当該資産に主として金属製のものについて定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備						塩化りん製造設備	活性炭製造設備	ゼラチン又はにかわ製造設備	半導体用フォトレジスト製造設備	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	光板又は偏光板用フィルム製造設備	その他の設備	その他の設備	12	前掲する資産のうち、当該資産に主として金属製のものについて定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
五	九	九	九	八	七	八	五	五	五	四	五	五	一〇	一〇	12	前掲する資産のうち、当該資産に主として金属製のものについて定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの
八															12	前掲する資産のうち、当該資産に主として金属製のものについて定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの

1 7	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	1 8	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二二号に掲げるものを除く。）	1 9	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	1 0	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	1 1	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	1 2	プリント配線基板製造設備	1 3	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	1 4	その他の設備																														
2 0	電気機械器具製造業用設備	2 1	情報通信機械器具製造業用設備	2 2	輸送用機械器具製造業用設備	2 3	農業用設備	2 4	林業用設備	2 5	漁業用設備	2 6	その他他の製造業用設備	2 7	その他の製造業用設備																														
2 8	水産養殖業用設備	2 9	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	3 0	総合工事業用設備	3 1	電気工業用設備	3 2	内燃力又はガスタービン発電設備	3 3	電気業用水力発電設備	3 4	その他の水力発電設備	3 5	汽力発電設備																														
3 6	石油又は天然ガス鉱業用設備	3 7	坑井設備	3 8	掘さく設備	3 9	その他の設備	3 10	その他の設備	3 11	その他の設備	3 12	その他の設備	3 13	その他の設備																														
3 14	純鐵、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	3 15	非鉄金属製造業用設備	3 16	金属製品製造業用設備	3 17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	3 18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二二号に掲げるものを除く。）	3 19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	3 20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	3 21	電気機械器具製造業用設備	3 22	情報通信機械器具製造業用設備	3 23	輸送用機械器具製造業用設備	3 24	農業用設備	3 25	林業用設備	3 26	漁業用設備	3 27	その他他の製造業用設備	3 28	その他の製造業用設備	3 29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	3 30	総合工事業用設備	3 31	電気工業用設備	3 32	内燃力又はガスタービン発電設備	3 33	電気業用水力発電設備	3 34	その他の水力発電設備	3 35	汽力発電設備	3 36	内燃力又はガスタービン発電設備
4 1	核燃料物質加工設備	4 2	その他の設備	4 3	金属加工機械製造設備	4 4	その他の設備	4 5	その他の設備	4 6	六	4 7	七	4 8	九	4 9	九	4 10	一〇	4 11	一一	4 12	一二	4 13	一二	4 14	一四	4 15	九																

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

